

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	常滑市

常滑市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 常滑市経済部経済振興課
所 在 地 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地 5
電 話 番 号 0569-47-6117
F A X 番 号 0569-34-9784
メールアドレス keizai@city.tokoname.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カモ（ヒドリガモ、カルガモに限る。）、キジ、サギ（アオサギ、ダイサギ、コサギに限る。）、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	愛知県常滑市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	水 稻	541 千円、 50 a
	果 樹	13,423 千円、 51 a
	野 菜	748 千円、 38 a
ムクドリ	果 樹	262 千円、 1 a
ヒヨドリ	野 菜	8,148 千円、 300 a
スズメ	水 稻	357 千円、 33 a
カモ	水 稻	476 千円、 44 a
	海産物	323,400 千円、 - a
キジ	水 稻	119 千円、 11 a
	果 樹	262 千円、 1 a
サギ	水 稻	541 千円、 50 a
ヌートリア	水 稻	22 千円、 2 a
ハクビシン	果 樹	300 千円、 32 a
	野 菜	5,895 千円、 21 a

（2）被害の傾向

- ・カラス、ムクドリ、キジ
市内全域で、果実特にイチジクの被害が多く発生している。
- ・ヒヨドリ
市内全域で、野菜特にキャベツ、ブロッコリーの被害が多く発生している。
- ・スズメ
農家からの被害報告を受けており、特に水稻の被害が市内全域で発生している。

・カモ

海苔養殖場において海苔の新芽の食害が著しく、被害額が甚大であり、海苔養殖業者には深刻な問題となっている。

・サギ

農家からの被害報告を受けており、水稻の被害が発生している。

・ヌートリア

市内全域で、水路・河川近くの田畑における被害報告を受けている。市街地での目撃例もあり、今後被害が拡大することが懸念される。

・ハクビシン

農家からの被害報告を受けており、被害が拡大している。ヌートリア同様市街地での目撃例があり、被害の拡大が懸念される。

・アライグマ

現在は農作物の被害報告はないが、全国的に生息が確認されており、今後の被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
農業被害金額	31,094 千円	30,161 千円
農業被害面積	634 a	614 a
水産被害金額	323,400 千円	313,698 千円
捕獲檻設置箇所	12 箇所／年	20 箇所／年

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・カラス 猟友会に委託し、猟銃による捕獲を実施している。	ハシボソガラス、ハシブトガラス合計 100 羽程度捕獲しているが、猟友会の会員の減少と高齢化により継続が将来的に難しい。 捕獲檻を設置すると餌場として認識するため、多くのカラスが集まって来ることから、住宅地等での使用ができず、設置場所が限定される。
	・ヌートリア、ハクビシン 被害農家から要望で市が保有する捕獲檻を猟友会が設置し捕獲を実施している。	計画的な捕獲（地区を集中的に行うなど）が現状の対策では難しい。 捕獲檻を設置してもなかなか捕獲できない（特にハクビシン）ケースが多く苦慮している。
	・カモ 猟友会に委託し、海苔養殖時期に猟銃による捕獲を実施している。	海苔養殖時期に海苔の食害が発生しており、生産量の減少を苦慮している。
防護柵の設置等に関する取組	個々の農家が防護柵を設置している。	地域ぐるみの被害防止対策が必要となっている。
生息環境管理その他の取組	個々の農家が生息環境管理を行っている。 愛知県等主催の研修会等へ参加し、知識の習得に努めている。	地域ぐるみの生息環境管理が必要となっている。 農家等への周知と職員の知識の向上が必要となっている。

(5) 今後の取組方針

○カラス

- ・ 猟銃による加害鳥の捕獲を継続して行う。

○カモ

- ・ 海苔網に新芽が出る時に食害が発生しているため、新芽が出るタイミングに合わせ、被害規模等を確認した上で対処捕獲を行う。

○ヌートリア、ハクビシン、アライグマ

- ・ 捕獲檻を増設し、効率的に捕獲を推進していく。

○共通

- ・ 有害鳥獣の実態や被害を把握するため、聞き取り、現場確認などを行う。
- ・ 被害防止に関する理解を深めるため、常滑市担当職員は、研修会への参加等により、知識の習得に努める。
- ・ 農家に対しては、捕獲檻の安全講習会の開催などを通して、有害鳥獣の被害防止知識の普及を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会への捕獲委託による捕獲体制の整備を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ヌートリア ハクビシン アライグマ	市保有の捕獲檻増設及び効果的な資材の購入を検討することで被害拡大防止を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ カラス、ヒヨドリ 近年農作物への被害が増大してきたため、捕獲数を増やす。 ・ ムクドリ、スズメ、カモ、キジ、サギ 農産物及び水産物の被害を削減するため、被害規模等を確認した上で対処捕獲を行う。 ・ ヌートリア、ハクビシン、アライグマ 常滑市からの根絶を目標に捕獲を推進する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7 年度	8 年度	9 年度
カラス	1 5 0	1 5 0	1 5 0
ムクドリ	5 0	5 0	5 0
ヒヨドリ	5 0	5 0	5 0
スズメ	3 0	3 0	3 0
カモ	5 0	5 0	5 0
キジ	1 0	1 0	1 0
サギ	1 0	1 0	1 0
ヌートリア	3 0	3 0	3 0
ハクビシン	2 0	2 0	2 0
アライグマ	1 0	1 0	1 0

捕獲等の取組内容
・ 鳥類（カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カモ、キジ、サギ） 猟銃による捕獲を図る。 ・ 獣類（ヌートリア、ハクビシン、アライグマ） 被害地域に捕獲檻を設置し、年間を通して捕獲を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
常滑市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ	被害状況に応じて、各農家へ防護柵を設置するよう助言	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ	管理等は各農家で実施 現地指導の実施	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	全対象 鳥獣	農作物被害状況調査の実施
令和7年度 ～ 令和9年度	カラス 類	鳥獣被害防止計画総合対策交付金を活用し忌避機材を導入、餌場となっている場所からの追い払い等を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
常滑市経済部経済振興課	関係機関との連絡調整
常滑市猟友会	鳥獣被害・対策情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
愛知県知多県民事務所 環境保全課	情報の共有、狩猟に関する指導
愛知県常滑警察署	安全の確保

(2) 緊急時の連絡体制

市民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（経済振興課担当者）を明らかにしておく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設において、原則「焼却処分」とする。ただし、適切な場所に埋設する場合は、埋設処分をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	常滑市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
愛知県知多農林水産事務所 農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
常滑市経済振興課	関係機関との連絡調整
あいち知多農業協同組合	農被害情報の提供、対策の提案
常滑市猟友会	鳥獣被害・対策情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県知多県民事務所 環境保全課	鳥獣保護管理の適正化、鳥獣保護管理法等に関する情報提供
愛知県農業共済組合 中部支所	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう、PRパンフレット等を活用し、啓発に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
